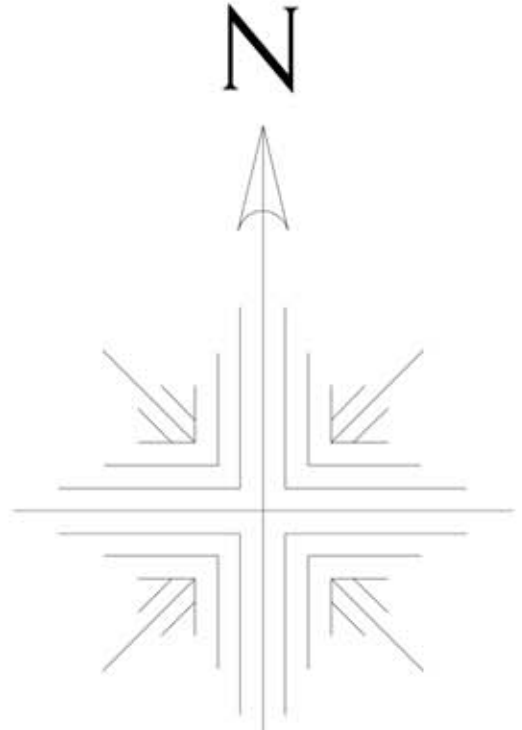




X4	X5	X6
Y4	Y5	Y6
Z4	Z5	

凡 例

都市機能誘導区域

居住誘導区域

- 誘導施設
- 【都心地区】
- 医療施設
〔地域医療支援病院〕
・医療法第4条に規定される地域医療支援病院
- 総合福祉センター
・松山市総合福祉センター条例（平成2年条例第16号）に規定される総合福祉センター
- 商業施設（スーパー・百貨店等）
・以下の産業分類に該当する延床面積3,000㎡を超える商業施設
□ 日本標準産業分類（総務省：H25.10改訂）の小分類のうち、
561「百貨店、総合スーパー」
569「その他の各種商品小売業」
581「各種食料品小売業」
582「野菜・果実小売業」
583「畜肉小売業」
584「鮮魚小売業」
- 商業施設（温浴施設）
・松山市温浴温泉事業施設の設置及び管理に関する条例（平成17年条例第17号）に規定される公営浴場
- 教育施設（大学・短大・専修学校）
・学校教育法第1条に規定される大学
・ " 第12条に規定される専修学校
・ " 第134条に規定される各種学校
- 文化施設（図書館・美術館・博物館等）
・図書館法第2条第1項に規定される図書館
・博物館法第1条第1項、同法第29条に規定される美術館・博物館、博物館相当施設
- 文化施設（ホール）
・客席数1,000席以上を有する多目的ホール
- 【その他地区】
- 商業施設（スーパー・百貨店等）
・以下の産業分類に該当する延床面積3,000㎡を超える商業施設
□ 日本標準産業分類（総務省：H25.10改訂）の小分類のうち、
561「百貨店、総合スーパー」
569「その他の各種商品小売業」
581「各種食料品小売業」
582「野菜・果実小売業」
583「畜肉小売業」
584「鮮魚小売業」
- 教育施設（大学・短大・専修学校）
・学校教育法第1条に規定される大学
・ " 第12条に規定される専修学校
・ " 第134条に規定される各種学校
- 文化施設（図書館・美術館・博物館等）
・図書館法第1条第1項に規定される図書館
・博物館法第2条第1項、同法第29条に規定される美術館・博物館、博物館相当施設
- 文化施設（ホール）
・客席数1,000席以上を有する多目的ホール

【誘導区域と災害ハザード】
・誘導区域には、土砂災害警戒区域や洪水・内水・津波による浸水想定区域を含んでいます。
・災害ハザードの詳細は、「改訂版まつやま防災マップ」、「まつやま内水ハザードマップ」、
・変換結果などでご確認ください。